第3章 自殺対策の実施状況

自殺を予防するための当面の重点施策(9項目、48施策)

🚺 自殺の実態を明らかにする

- ・実態解明のための調査の実施
- 情報提供体制の充実
- ・児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- ・脳科学等様々な分野からのうつ病等精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発・普及

🥏 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- ・自殺予防週間(9月10日から16日)の設定と啓発事業の 実施
- ・児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- ・うつ病に関する普及啓発の実施

NOCAPEAL ### NOCAPEAL

自殺予防週間ポスター

早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

- ・かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- 教職員への普及啓発等の実施
- 介護支援専門員等への研修
- ・多重債務、失業、経営難に関連する相談員の資質の向上

🕢 心の健康づくりを進める

- ・労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- 精神保健福祉センター等地域の心の健康相談に関する窓口の充実
- ・スクールカウンセラーの配置等学校における相談体制の充実

適切な精神科医療を受けられるようにする

- ・精神科医をサポートする人材養成など精神科医療体制の充実
- ・うつ病の受診率の向上
- ・うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進(平成20年10月追加)
- ・慢性疾患患者等に対する支援

🔒 社会的な取組で自殺を防ぐ

- 地域における相談しやすい体制整備の促進
- 多重債務者、失業者の相談窓口の充実
- ホームドア・ホーム柵の普及
- ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進 (平成20年10月追加)
- ・インターネット上の自殺予告事案への対応等
- ・介護者への支援の充実
- ・いじめ電話相談等の体制整備
- ・ニート状態の若者の自立支援

🕜 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- ・救急医療施設における精神科医による診療体 制等の充実
- 家族等身近な人の見守りに対する支援

③ 遺された人の苦痛を和らげる

- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- ・学校、職場での自殺発生直後の身近な人へのケア等事後対応の促進
- ・遺族のための相談窓ロ一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人材育成に対する支援
- ・地域における公的機関との連携体制の確立
- ・民間団体の電話相談事業への支援
- ・民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援



可動式ホーム柵

こころの健康相談統一ダイヤル

電話をかけた所在地(各都道府県・ 政令指定都市)で実施している「心

年12月)、10 道府県で実施中。詳しく

http://www8.cao.go.ip/jisatsutaisaku/

はホームページへ。

link/kokoro/kokoro dial.html

0570 -064556

地方シンポジウム

平成28年までに、基準年である平成17年の自殺死亡率 を20%以上減少させることが目標

一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力。目標を達成した場合、大綱の見直し期間にかかわらず、目標を見直し。